

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、
翌日)

鳥取県告示第三百二十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十四年五月二十三日

鳥取県知事 石破二朗

指定年月日	名 称	所 在 地	開設者
昭和四十四年 五月八日	石河医院	鳥取市元魚町一丁目二十九	石河貞利
		石河貞利	内科 放射線科 一丁目二十九 一一八 胃腸科、整形外科、麻酔科 山本 積

告 示

鳥取県告示第三百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十四年五月二十三日

鳥取県知事 石破二朗

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

一 保安林予定森林の所在場所
東伯郡東伯町大字野田字東谷東平五六六の一から五六六の一七まで、

字笛野谷五六七の九、五六七の八二から五六二の八七まで、大字福永字

鳥取県知事 石破二朗

00455

奥山四五三の一、大字倉坂字奥山次一東平一一四五の一

二 指定の目的

三 解除の理由
指定理由の消滅

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をことができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

3 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第三百二十八号

次の保安林を解除予定の保安林にいたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年五月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字野田字東谷東平五六六の一から五六六の一七まで、字笛野谷五六七の九、五六七の八二から五六七の八七まで、大字福永字奥山四五三の一、大字倉坂字奥山次一東平一一四五の一

二 保安林として指定された目的
干害の防備

鳥取県告示第三百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があったので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十四年五月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗
西郷土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 澤 毅 政 倉吉市上餘戸

福井 岩男 博 山口

前野 基市 福井 徳助 八屋

宮本 好勝 下餘戸

岡本 正義 増井 英夫 上井

砂原 常蔵 伊木 山根

河田 正 堅 伊木 上井

福井 信義 山根

監事	河村忠雄	高見忠義
事務官	山口清	河嶋延男
理事	福田隼男	河村忠雄
澤山口	岡本正義	上鰐戸
輝政	澤謙	伊木
理事	前野甚市	山根
澤山口	河村忠雄	倉吉市山根三九七番地
輝政	井徳助	上鰐戸一九四番地
澤山口	井徳助	二八二番地
輝政	前野甚市	八屋三四番地
澤山口	井徳助	伊木一三四番地
輝政	井徳助	下鰐戸三三番地
澤山口	井徳助	伊木八五番地
輝政	井徳助	一三八番地
澤山口	井徳助	一四二番地
輝政	井徳助	山根六六九番地
澤山口	井徳助	八屋三一番地
澤山口	井徳助	山根三一三番地
澤山口	井徳助	下鰐戸三三番地
澤山口	井徳助	上井三八六番地
澤山口	井徳助	山根六五二番地
澤山口	井徳助	上井三四八番二地

監事	村上政太郎	伊木一四五番地
監事	山口清	上鰐戸二六七番地
監事	福田隼男	山根三五七番地
監事	伊木	
監事	大口堰土地改良区	
監事	伊木一四一一番地	
監事	山根	

監事	谷口繁太郎	鳥取市数津
監事	岡本治胤	八坂
監事	間屋口市雄	国安
監事	西尾巖	馬場
監事	山本八百造	叶
監事	下田喜久治	宮長
監事	漆原久榮	大覺寺
監事	有本健太郎	富安
監事	福島政雄	吉市
監事	西垣市藏	行徳
監事	谷澤寅治	中大路
監事	黒田修二	東大路
監事	浅田峯雄	雲山
監事	保益造	吉成
監事	保温	国安
監事	井根吉成	国安
監事	上井三四八番二地	
監事	山根六六九番地	
監事	上井三八六番地	
監事	山根三一三番地	
監事	下鰐戸三三番地	
監事	山根六五二番地	
監事	上井三四八番二地	
監事	山根六六九番地	
監事	上井三八六番地	
監事	山根三一三番地	
監事	下鰐戸三三番地	
監事	山根六五二番地	
監事	上井三四八番二地	

就任した役員の氏名及び住所	任期満了及び死亡に伴い退任
小林留吉 中村貞市 馬場	
山根頼男 田中良胤 岡村光公 廣岡弘男 間屋口 宮崎益雄 西垣勘助 下田喜久治 霜田秀雄 長谷益造 島政雄 福島寅治 西垣市藏 山谷澤隆 本健太郎 本久造 利喜造 久義 光雄 大路久雄 久雄 中大路六一	鳥取市数津一九八ノ一 下円通寺七九 橋本三七 上国安六六 下国安五〇二 馬場三五一 宮長九五 的場一二六 吉成八〇四 古市二六一 行徳三七二 雲山一〇七の一 美和一二二 中大路七三 馬場二〇八 富安二五 雲山一九九 中大路六一

昭和四十四年二月二十五日通常総代会において総選挙の結果当選し四月七日就任 任期四年

就任した役員の氏名及び住所	任期満了に伴い退任
米子市四ヶ村堰土地改良区 高田三郎 竹内弘 斎木茂樹 佐藤徳治 田村延次 大谷尚雄 能登喜雄 佐藤徳堯 斎木光昌 青砥延寿 日原	木下清晴 石井兼久 奥谷 日原
米子市兼久一〇六番地 木下清晴 竹内弘 斎木茂樹 奥谷七六二番地	高田三郎 石井七五九番地 石井七五九番地 奥谷七六二番地
米子市兼久一〇六番地 木下清晴 竹内弘 斎木茂樹 奥谷七六二番地	高田三郎 石井七五九番地 石井七五九番地 奥谷七六二番地

佐藤徳治	大谷尚雄	幡原昶	監事
六二三番地	日原六三五番地	"	三一〇番地
高田三郎	青砥延寿	田村稔	兼久四七三ノ一番地
"	"	"	石井七八二番地
昭和四十四年三月二十九日通常総会において総選挙の結果当選し四月十日就任 任期四年	"	"	奥谷六二二番地
"	"	"	日原四二二番地
二日就任 任期四年	"	"	"
大倉土地改良区			
退任した役員の氏名及び住所			
理事 沢住辰蔵	宮川弥藏	長谷川国蔵	沢山長太郎
東伯郡大栄町大字原	倉吉市津原	東伯郡大栄町大字龜谷	島原
"	"	"	"
伊堀離礼正	宮川永美	宮川永美	西穂波
宮川永美	宮川永美	宮川永美	島
宮川永美	宮川永美	宮川永美	倉吉市津原
宮川永美	宮川永美	宮川永美	倉吉市津原
宮川永美	宮川永美	宮川永美	別所

松田正雄	大西和雄	岸田榮	監事
東伯郡大栄町大字龜谷	"	"	山崎重平
"	"	"	山崎哲美
"	"	"	昇
"	"	"	倉吉市谷
任期満了に伴い退任			
就任した役員の氏名及び住所			
理事 沢住辰蔵	宮川弥藏	長谷川国蔵	沢山長太郎
東伯郡大栄町大字原一一一〇番地	倉吉市津原七二二番一地	東伯郡大栄町大字龜谷七九二番地	島原
"	"	"	"
大西和雄	伊堀離礼正	宮川永美	西穂波
宮川永美	宮川永美	宮川永美	島
宮川永美	宮川永美	宮川永美	倉吉市津原
宮川永美	宮川永美	宮川永美	別所
宮川永美	宮川永美	宮川永美	三四八番地
宮川永美	宮川永美	宮川永美	島七五六番地

理 事 長 柄 正 一	山 本 吉 藏	鶴谷五九一番一地
監 事 岸 田 采	松 村 幸 治	倉吉市谷二七九番地
監 事 山 崎 重 平	" 鋤 二五〇番地	"
吉 本 梅 藏	東伯郡大栄町大字龜谷三七三番二地	"
日 就 任 任期四年	四四六番一地	昭和四十二年三月十日通常総会において総選挙の結果当選し三月十九日就任 任期二年
卯垣土地改良区	倉吉市谷二七六番一地	昭和四十四年三月二十日通常総代会において総選挙の結果当選し四月一日就任 任期四年
退任した役員の氏名及び住所	島六九八番地	就任 任期二年
理 事 馬 浩 秋 男	鳥取市卯垣	橋 上 信太郎
理 事 小 林 義 雄	"	馬 浩 昭悟郎
理 事 馬 浩 金 治	"	二八〇
理 事 馬 浩 光 義	"	"
理 事 馬 浩 善 作	"	二一四
理 事 馬 浩 哲 太 郎	"	"
理 事 馬 浩 大 栄	"	二一
任期満了に伴い退任	卯垣	北条川土地改良区
就任した役員の氏名及び住所	鳥取市卯垣二一九ノ二	退任した役員の氏名及び住所
理 事 小 林 寿 雄	鳥取市卯垣二一九ノ二	理 事 牧 野 克 良
馬 浩 幸 治	"	東伯郡北条町大字下神
馬 浩 光 義	"	辞職により退任
馬 浩 幸 治	二五	昭和四十四年五月二十三日
馬 浩 光 義	二五二	鳥取県告示第三百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、天神野土地改良区の定款の変更を昭和四十四年五月十六日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十四年五月二十三日
鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号（鳥取県収納代理金融機関の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十四年六月一日から施行する。

昭和四十四年五月二十三日
鳥取県知事 石 破 二 朗

00460

「株式会社鳥取銀行赤崎支店 東伯郡赤崎町赤崎 株式会社山陰合
同銀行赤崎支店」を 「株式会社鳥取銀行赤崎支店 東伯郡赤崎町赤崎
株式会社山陰合同銀行赤崎支店 株式会社鳥取銀行米子支店 米子市西福原
株式会社山陰合同銀行米子支店」に改める。